



森林組合だより

第8号

平成24年9月10日発行

編集発行
 中津川市森林組合
 TEL.0573-65-1128
 FAX.0573-65-7427

林業機械による木材搬出(林産事業)で搬出拡大!!

組合の状況

平成24年7月31日現在

組合員と出資金	組合員数	出資口数	出資金
	4,812名	935,328口	93,532,800円

総代および 組合員数	中津川	坂下	川上	福岡	蛭川	山口	地域外	合計
	99名	16名	10名	47名	26名	10名	0名	208名
	総代数	組合員数						
	2,288名	409名	172名	899名	524名	232名	288名	4,812名

第8回通常総代会を開催

代表理事組合長
糸魚川 柏三

組合員の皆様には、日頃より森林組合の運営及び事業の推進に格別なご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

日本では、東日本大震災による原発事故後、点検により安全性が確認された原発以外は稼働停止の状態にあり、電力供給の問題が生じております。また、竜巻や豪雨災害など自然災害も発生し、多くの被害が生じております。

さて、私どもの組合はおかげさまで本年度決算は黒字化を実現することが出来ました。これもひとえに皆様のご協力のたまものとお礼申し上げます。

国では「森林・林業再生プラン」において10年後の木材自給率50%を目指し、森林を一体的に取りまとめて施業を行う場所（集約化施業）のみ補助金が出るように変更され、当組合もこの制度に基づき集約化を推進しております。

組織の見直しにより平成24年4月1日で福岡連絡所を廃止致しました。現在、事務所職員10名、森林技術者20名の体

制で行っております。

利用間伐主体になり、木材の搬出コストを削減するため作業道の整備が急務であり、これまで過去3ヶ年で24,800m、本年は10,000mの開設を予定しております。

また、本年度から始まる森林経営計画に対しては、中津川市地域森林整備計画のビジョンを踏まえながら進めてまいります。

岐阜県では平成24年度から環境税が創設されました。環境税予算で奥地の森林整備として伐捨間伐が予算化されています。

毎年申し上げますが、世代交代により山離れが進み、自分の山がどこにあるか分からない人が多くなり、大変なことです。ますます境界が不明確になります。地籍調査も遅れております。今後は境界明確化事業が必要だと思っております。

組合は安全第一で無事故無災害に努め、技術の向上を図り、組合員の皆様の期待に答えるため、役員一同努めてまいります。今後とも組合員様のご理解ご協力、関係機関各位のご指導ご支援をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

平成24年度事業計画

●運営の基本方針

【総括】

昨年行われた県の説明会では、平成24年度の森林整備補助金が大変厳しい状況にあり、要望に対し7割程度を覚悟しておりますが、その後の国の補正予算もあり、計画どおり施業できることになりました。民有林で300haの木材の搬出を伴う間伐と伐捨間伐を組み合わせると、木材搬出量で12,000m³、市有林事業で70ha、木材搬出量で5,500m³、その他で5000m³を計画しております。

また、県が今年度から導入する環境税を活用し、奥地で木材搬出が困難な場所において伐捨間伐を87ha実施する予定です。

中津川市ではこれまで「災害に強い森づくり」を推進するため、伐捨間伐の個人負担金を嵩上補助しております。また、国の補助金制度の改正を受け、間伐の搬出材に対し、1m³当1,500円の補助を平成23年度から実施しております。

こうした関係機関のご努力により民有林で集約化された場所であれば木材を搬出することで、森林所有者に還元できる状況にあります。しかし、ただ還元すれば良いと言うわけではなく、森林整備を通じて森林組合としての目

標林型を明確にし、森林所有者に対して、説明責任を果たすよう努めてまいります。

【指導部門】

「森林組合だより第8号」の発行を通じて情報提供を行います。

また、森林整備を促進するため地域説明会を開催し、集約化を進めてまいります。

【販売部門】

木材搬出量18,000m³の目標を達成するため、現場の工程管理を徹底します。

また、その目標を達成するためには、組合保有の機械だけでは不足しているため、高性能林業機械の年間レンタルを行います。効率的な低コスト搬出に努め、所有者還元を図ってまいります。

【森林整備部門】

平成24年度から施工され、平成25年度から本格的にスタートする森林経営計画の立案を行います。そのための準備として、森林境界明確化事業を行い、森林所有者の境界を確定・測量し、地域に相応した森林整備及び路網計画を策定してまいります。

【管理部門】

管理費を抑制するため、事務の効率化と経費削減に努めます。

また、組合員皆様のご理解と関係機関各位のご指導とご支援をお願い申し上げます。



平成23年度 貸借対照表・損益計算書ならびに剰余金処分量について

貸借対照表

平成24年3月31日現在 (単位: 千円)

資産の部		負債および資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	264,988	流動負債	80,788
①現金・預金	104,423	①買掛金	85
②売掛金	673	②未払金	54,467
③未収金	157,931	③預り金	162
④棚卸資産	248	④その他負債	26,074
⑤その他資産	1,913	固定負債	3,047
⑥貸倒引当金	△ 200	①退職給付引当金	2,459
		②役員退任慰労引当金	588
固定資産	52,171	負債合計	83,835
①土地	16,267	出資金	93,533
②森林	7,875	剰余金	163,264
③減価償却資産	95,618	①資本準備金	100
減価償却累計額	△ 76,756	②法定準備金	111,199
④無形固定資産	9,167	③任意積立金	49,833
		④当期末処分剰余金	2,132
		(1) 当期剰余金	1,060
		(2) 繰越利益剰余金	1,072
外部出資	23,473	資本合計	256,797
資産合計	340,632	負債および資本合計	340,632

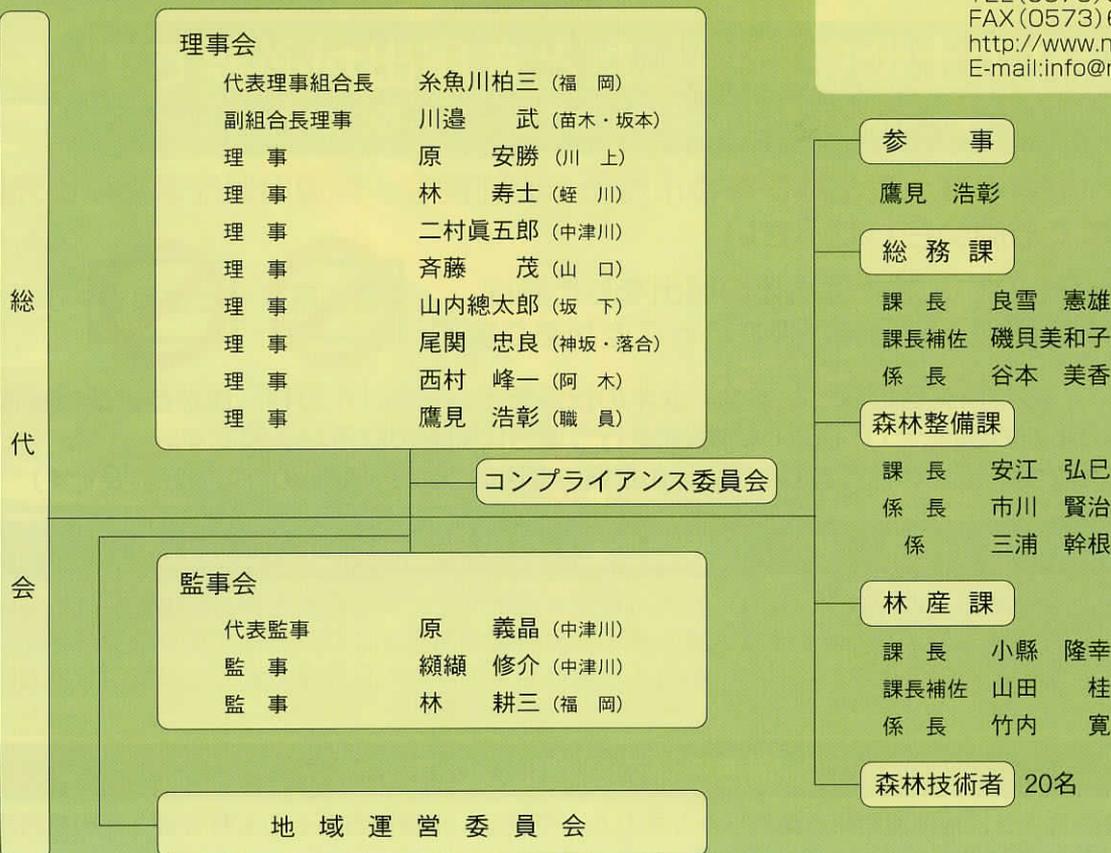
損益計算書

平成23年4月1日～24年3月31日 (単位: 千円)

科目	金額
事業損益の部	
事業総収益	378,047
事業総費用	277,160
事業管理費	104,330
事業利益	△ 3,443
事業外損益の部	
事業外収益	3,893
事業外費用	20
事業外損益	3,873
経常利益	430
特別損益の部	
特別利益	1,010
特別損失	200
特別損益	810
税引前当期剰余金	1,240
法人税等	180
当期剰余金	1,060
前期繰越剰余金	1,072
当期末処分剰余金	2,132
剰余金処分量	
当期末処分剰余金	2,132
法定準備金へ積立	500
次期繰越剰余金	1,632

中津川市森林組合 機構図

〒508-0045 中津川市かやの木町2番3号
 TEL (0573) 65-1128
 FAX (0573) 65-7427
<http://www.nakatu-f.or.jp>
 E-mail: info@nakatu-f.or.jp



森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

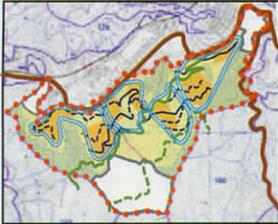
1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

主な施策

面的なまとまりをもった森林経営の確立

- 実効性の高い森林計画制度の普及・定着
- 適切な森林施業の確保
- 路網整備の推進
- 森林関連情報の収集・提供の推進

画的なまとまりの下で森林経営を行う計画(森林経営計画)



多様で健全な森林への誘導

- 多様な森林への誘導と森林における生物多様性の保全
- 公的な関与による森林整備、優良種苗の確保等

国土の保全等の推進

- 保安林の適切な指定・管理の推進
- 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進
- 松くい虫等の病虫害防除対策等
- 野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策の推進

地形等、作業区分に応じた路網の区分

林道	一般、セミトレーラの車両も想定し安全施設を完備
林業専用道	森林施業に直結し10t積みトラックの走行を想定した必要最小限の構造
森林作業道	森林施業用に限定フォワーダ等の林業機械の走行を想定

効率的な森林整備

林業専用道

森林作業道

林道

森林を支える山村の振興

- 地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大
- 里山林など山村固有の未利用資源の活用
- 都市と山村の交流を通じた山村への定住の促進



森林の土地を取得したとき届出が必要です

新しい制度が平成24年からスタートしています。

詳しくは、所有者となった土地がある市役所・町村役場・都道府県庁または出先機関の林務担当までお問い合わせ下さい。

また、届出をしない、または虚偽の届出をした時は、10万円以下の過料が課されることがあります。



さらに、森林所有者となった方は、立木の伐採を行う場合は市町村に伐採および伐採後の造林の事前の届出、1ha超の林地開発を行う場合は知事の許可が必要です。

(保安林では、立木の伐採等および土地の形質の変更について、知事の許可等が必要です)

名義変更(相続・譲渡・代表者変更)による届出についてのお願い

組合員様死亡による相続、山の譲渡、団体・法人の代表者変更などによる名義変更の届出をされる方はご連絡下さい。郵送にて用紙をお送りいたします。また組合事務所までお見えになる方はこちらで手続きさせていただきますのでご印鑑をお持ち下さい。なお、お近くの運営委員の方で組合員様の変更にお気づきの方はお知らせください。

福岡連絡所の閉鎖について

平成24年4月1日より、福岡連絡所は閉鎖いたしました。今後は、中津川市かやの木町2番3号の事務所で、すべての地域の対応をしますので、よろしくお願いいたします。